

法第 35 条の 2 ・ 令 21 条（教室の床面積の取扱い）

## 教室の内装制限上の床面積の取扱い

随時開放することができる建具で仕切られており、かつ、一体利用できる 2 室がある場合は、令第 128 条の 3 の 2 第 1 号の床面積（50 m<sup>2</sup>）は当該 2 室の合計による。